



# 目次

はじめに .....	1
Ⅰ 33 自治体公開質問 結果 集計表 1 .....	2
Ⅱ 公開質問 自治体別コメント一覧 .....	8
Ⅲ 考察 .....	16
● 総合事業はどこへ向かおうとしているのか	
● 事業所への影響	
● 回答保留・無回答が 19 自治体 ～チェックリストは機能するのか～	
● 2 割負担の影響	
● 保険者としての責任は	
資料 .....	19
自治体からの回答	
活動記録 .....	54
おわりに .....	56
■メンバー .....	56

## はじめに

家庭で支えきれなくなってきた介護を、保険制度として社会化してきたのが介護保険制度です。3年ごとの改定を重ね、2015年の改定では要支援者が保険給付から外され市町村の総合事業に移行し、さらに所得の多い方の利用負担が2割に上がりました。その影響を十分に検証する間もなく、2018年(第7期)の改定では要介護1・2までが給付から外れ、福祉用具等が原則自己負担となり、利用負担が2割となるなど大きな改定が検討されています。

2015年介護保険プロジェクトでは、第6期(2015～2017)介護保険事業のスタートを経て、制度の改定が事業所にどのような影響をもたらしたかについて、現場のヒアリングをしながら現状の調査をしました。その結果、小規模事業所の介護報酬引き下げの影響が大きく、運営面での厳しさが見えてきたことが分かりました。

2015年の改定で進められることになった介護予防・日常生活支援総合事業の取組み等について調査を進めるため緊急アクションチームを立ち上げました。

神奈川県内33自治体に対してあらたな総合事業に移行することにおける課題や、次期制度改定の議論に対する考え方について、公開質問し、32自治体から回答を得ることが出来ました。各自治体の回答からも制度改定のたびに複雑になる制度に対して多くの自治体が懸念を抱いていながらも、国の動向を見ているという現状が見えてきました。保険者である各自治体の主体的な取組みに期待をしましたが、その一歩を踏み出しかねているとも受け取れます。その戸惑いが当事者にとっては日々の暮らしへの不安を増すことにもつながります。自治体の地域に即した高齢者施策への積極的な関与が必要です。

アクションチーム長 山本 智子

## Ⅰ 33 自治体公開質問 結果 (次ページより)

### 集計表 1

	質問1	質問2	質問3	質問4	質問5	質問6
地域	介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について ①スタートの時期はいつか ②具体的な内容は決まっているか	介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響があるか	介護保険改定の結果、事業所に影響があるか	総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか	総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか	基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか
	①スタート時期 ②具体的な内容			開催した(数)	開催した(数)	
1 横浜市	2016年1月 決まっている	影響ある	影響ある	×	3回	その他
2 川崎市	2016年4月 決まっている	影響ある	影響ある	11回	20回	その他
3 相模原市	2016年4月 決まっている	わからない	わからない	×	4回	できる
4 鎌倉市	2017年4月 未	影響ある	影響ある	×	×	できない
5 藤沢市	2016年10月 決まっている	影響ある	影響ある	×	4回	できない
6 三浦市	2017年4月 未	わからない	わからない	3回	1回	その他
7 逗子市	2017年4月 未	影響ある	影響ある	×	×	その他
8 横須賀市	2016年1月 決まっている	影響ある	影響ある	10回	1回	できる
9 葉山町	2017年4月 未	影響ある	影響ある	2回	2回	その他
10 茅ヶ崎市	2017年4月 未	影響ある	影響ある	7回	1回	その他
11 平塚市	2016年1月 決まっている	影響ある	わからない	2回	2回	できる
12 寒川町	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	その他
13 大和市	2017年4月 未	影響ある	影響ある	移行前に実施予定	移行前に実施予定	できる
14 綾瀬市	2015年4月 決まっている	影響ない	影響ない	3回(希望があった地域の住民団体へ)	事業3回 ケアマネ3回	その他
15 海老名市	2017年4月 未	わからない	わからない	今後実施予定	今後実施予定	その他
16 座間市	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	できる
17 伊勢原市	2016年4月 決まっている	わからない	わからない	×	3回	その他
18 厚木市	2015年4月 決まっている	影響ある	影響ある	9回	2回	できる
19 秦野市	2016年1月 決まっている	影響ある	わからない	20回以上(出前講座)	10回以上	その他
20 小田原市	2016年1月 決まっている	わからない	わからない	12回	8回	できる
21 二宮町	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	その他
22 大磯町	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	その他
23 南足柄市	2016年3月 決まっている	影響ある	影響ある	×	2回	できない
24 大井町	2016年4月 決まっている	わからない	わからない	×	1回	無解答
25 松田町	2015年4月 決まっている	わからない	わからない	×	1回	できる
26 山北町	2016年10月 決まっている	影響ある	わからない	×	1回	その他
27 箱根町	2017年4月 未	影響ある	影響ある	×	×	できる
28 湯河原町	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	その他
29 真鶴町	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	その他
30 開成町	無解答	無解答	無解答	無解答	無解答	無解答
31 中井町	2017年4月 未	わからない	わからない	×	×	その他
32 愛川町	2015年4月 決まっている	わからない	影響ない	×	×	できる
33 清川村	2015年4月 決まっている	わからない	影響ない	×	×	できる
〈合計数〉	スタート=15 決まっている=17 影響がある=15 影響がある=12 開催=10 開催=18 できる=11 実施予定=2 影響がない=1 開催予定=2 できない=3 決まっていない未=15 わからない=16 わからない=17 開催なし×=20 開催なし×=12 その他=17 無解答=1 無解答=1 無解答=1 無解答=1 無解答=1 無解答=2					

	質問7	質問8	質問9	質問10	
地域	一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか	2割負担対象者数(人) 2016.4.1 現在	生活支援コーディネーターについて	次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが利用者への影響についてどう考えるか	
		2割負担数	配置予定数	対象数	
横浜市	影響ある	25,617	第1層:18人 第2層:139人	日常生活圏域に1人程度	影響ある
川崎市	影響ある	7,632	検討中	検討中	懸念あり
相模原市	その他	3,612 (2016.3.31 現在)	36人	-	無解答
鎌倉市	影響ある	2,358	5人(日常生活圏域5カ所各一人配置予定)	6,951~15,857人	影響ある
藤沢市	影響ある	約2,900人 (2015年7月現在2,852人でしたが、直近の数字はまだのため、実績から算出した概数)	(2016.4.1 現在) 第1層:1人 第2層:2人 (2017.4.1 現在) 第1層1人 第2層:3人 予定	不明 (参考:2016.4.1現在の65歳以上人口は99,994人)	影響ある
三浦市	影響ある	319	2人	360人程度	影響ある
逗子市	影響ある	738 (2015.8.1 現在)	7人 (配置済。全て他業務と兼務)	不明	影響ある
横須賀市	影響ある	2,862	1人	12万人程度	影響ある
葉山町	影響ある	335	2人	検討中	影響ある
茅ヶ崎市	影響ある	1,429	未定	未定	懸念あり
平塚市	影響ある	1,380	第2層生活支援コーディネーターについて、準備が整った地域から順次複数名配置していくことを想定。そのため、地区により人数が異なるので空欄としている。		影響ない
寒川町	影響ある	208	1~2人	未定	懸念あり
大和市	影響ある	1,246	各地区(第2層協議体)1人以上	日常生活圏域ごとに各第2層の協議体の構成団体の意向を踏まえ、必要な人数を配置する予定	影響ある
綾瀬市	その他	364	1人	不明	懸念あり
海老名市	影響ある	628	7人	5000人程度	懸念あり
座間市	その他	549	第1層:1人 第2層:6人予定	およそ5,000人程度	懸念あり
伊勢原市	その他	525	5人		無解答
厚木市	その他	870 (2016.7.1 現在)	7人	設定していない	懸念あり
秦野市	影響ある	837	調整中		懸念あり
小田原市	影響ある	1,030	1人	不明	懸念あり
二宮町	影響ある	266	未定	未定	懸念あり
大磯町	影響ない	251	1人	1万人程度(全高齢者)	懸念あり
南足柄市	影響ある	229	2人	6,000人程度	無解答
大井町	影響ある	83	未定		無解答
松田町	影響ある	68	1人以上	未定	懸念あり
山北町	その他	70	1人	(別紙 p47)	懸念あり
箱根町	影響ある	65	未定	未定	懸念あり
湯河原町	その他	107	未定	未定	無解答
真鶴町	影響ある	47	2人	1,200人程度	影響ある
開成町	無解答	無解答	無解答	無解答	無解答
中井町	その他	30	1人	3,000人程度	懸念あり
愛川町	その他	約100	2人	-	懸念あり
清川村	その他	16	1人	-	懸念あり
〈合計数〉	影響ある=21 影響ない=1 その他=10 無解答=1				影響ある=9 影響ない=1 懸念あり=17 無解答=6

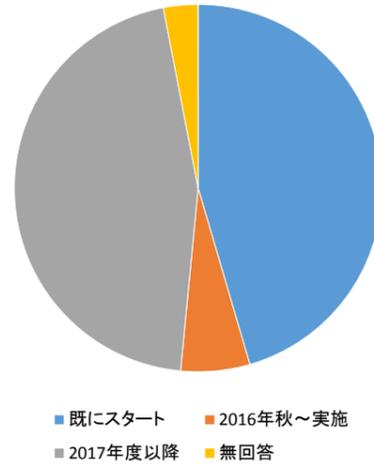
### 質問 1

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）について

- ①スタートの時期はいつか
- ②具多的な内容は決まっているのか

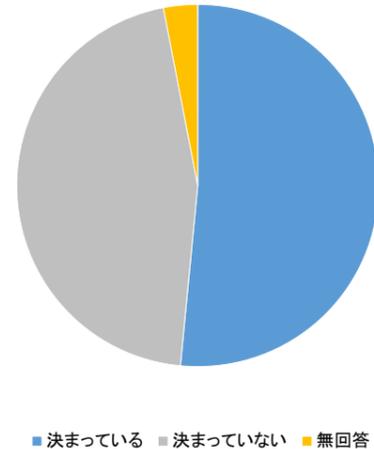
#### ①スタート時期

既にスタート	15	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、綾瀬市、伊勢原市、厚木市、秦野市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、愛川町、清川村
2016年秋～実施	2	藤沢市、山北町
2017年度以降	15	鎌倉市、三浦市、逗子市、葉山町、茅ヶ崎市、寒川町、大和市、海老名市、座間市、二宮町、大磯町、箱根町、湯河原町、真鶴町、中井町
無回答	1	開成町



#### ②具体的内容

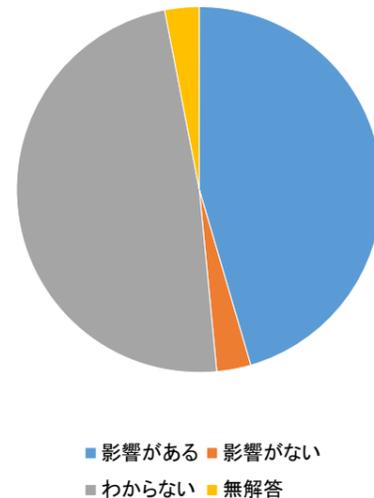
決まっている	17	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、横須賀市、平塚市、綾瀬市、伊勢原市、厚木市、秦野市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、愛川町、清川村
決まっていない	15	鎌倉市、三浦市、逗子市、葉山町、茅ヶ崎市、寒川町、大和市、海老名市、座間市、二宮町、大磯町、箱根町、湯河原町、真鶴町、中井町
無回答	1	開成町



### 質問 2

介護保険の改定（2015年）の結果、利用者に影響があるか

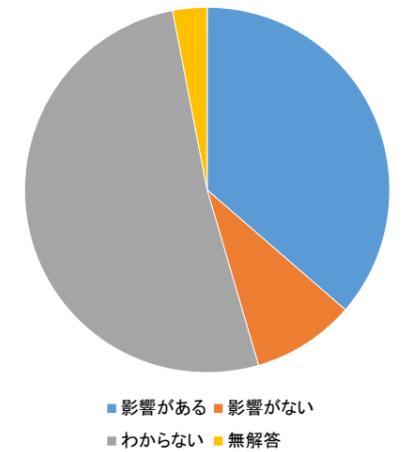
影響がある	15	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、横須賀市、葉山町、茅ヶ崎市、平塚市、大和市、厚木市、秦野市、南足柄市、山北町、箱根町
影響がない	1	綾瀬市
わからない	16	相模原市、三浦市、寒川町、海老名市、座間市、伊勢原市、小田原市、二宮町、大磯町、大井町、松田町、湯河原町、真鶴町、中井町、愛川町、清川村
無回答	1	開成町



### 質問 3

介護保険の改定（2015年）の結果、事業所に影響があるか

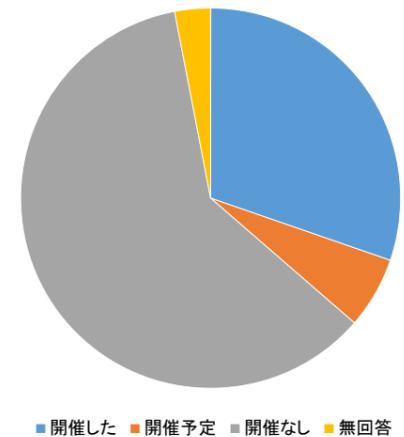
影響がある	12	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、横須賀市、葉山町、茅ヶ崎市、大和市、厚木市、南足柄市、箱根町
影響がない	3	綾瀬市、愛川町、清川村
わからない	17	相模原市、三浦市、平塚市、寒川町、海老名市、座間市、伊勢原市、秦野市、小田原市、二宮町、大磯町、大井町、松田町、山北町、湯河原町、真鶴町、中井町
無回答	1	開成町



### 質問 4

総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

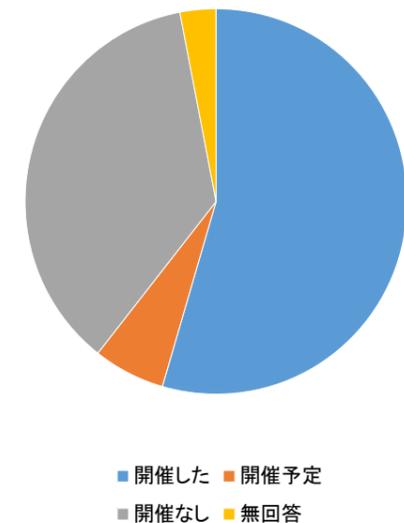
開催した	10	川崎市、三浦市、横須賀市、葉山町、茅ヶ崎市、平塚市、綾瀬市、厚木市、秦野市、小田原市
開催予定	2	大和市、海老名市
開催なし	20	横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、逗子市、寒川町、座間市、伊勢原市、二宮町、大磯町、南足柄市、大井町、松田町、山北町、箱根町、湯河原町、真鶴町、中井町、愛川町、清川村
無回答	1	開成町



### 質問 5

総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

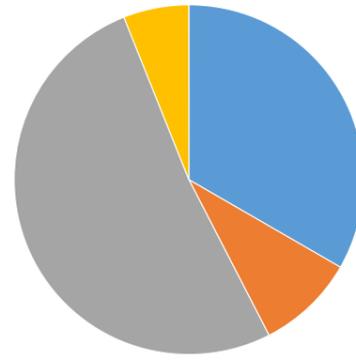
開催した	18	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、三浦市、横須賀市、葉山町、茅ヶ崎市、平塚市、綾瀬市、伊勢原市、厚木市、秦野市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町
開催予定	2	大和市、海老名市
開催なし	12	鎌倉市、逗子市、寒川町、座間市、二宮町、大磯町、箱根町、湯河原町、真鶴町、中井町、愛川町、清川村
無回答	1	開成町



質問 6

基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる	11	相模原市、横須賀市、平塚市、大和市、座間市、厚木市、小田原市、松田町、箱根町、愛川町、清川村
できない	3	鎌倉市、藤沢市、南足柄市
その他	17	横浜市、川崎市、三浦市、逗子市、葉山町、茅ヶ崎市、寒川町、綾瀬市、海老名市、伊勢原市、秦野市、二宮町、大磯町、山北町、湯河原町、真鶴町、中井町
無解答	2	大井町、開成町

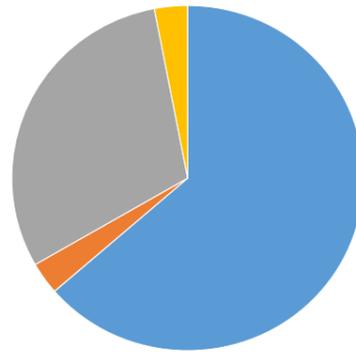


■ できる ■ できない  
■ その他 ■ 無解答

質問 7

一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響ある	21	横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、逗子市、横須賀市、葉山町、茅ヶ崎市、平塚市、寒川町、大和市、海老名市、秦野市、小田原市、二宮町、南足柄市、大井町、松田町、箱根町、真鶴町
影響ない	1	大磯町
その他	10	相模原市、綾瀬市、座間市、伊勢原市、厚木市、山北町、湯河原町、中井町、愛川町、清川村
無回答	1	開成町

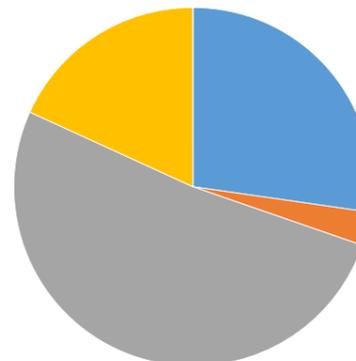


■ 影響ある ■ 影響ない  
■ その他 ■ 無回答

質問 10

次期改定では要介護 1・2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが利用者への影響についてどう考えるか

影響ある	9	横浜市、鎌倉市、藤沢市、三浦市、逗子市、横須賀市、葉山町、茅ヶ崎市、大和市、真鶴町
影響ない	1	平塚市
懸念している	17	川崎市、茅ヶ崎市、寒川町、綾瀬市、海老名市、座間市、厚木市、秦野市、小田原市、二宮町、大磯町、松田町、山北町、箱根町、中井町、愛川町、清川村
無回答	6	相模原市、伊勢原市、南足柄市、大井町、湯河原町、開成町、



■ 影響ある ■ 影響ない  
■ 懸念している ■ 無回答

神奈川県内自治体別 2 割負担率 (2016 年 4 月現在 / 神奈川県提供資料より)

	自治体名	介護認定数	2 割負担数	
			人数	割合
	神奈川県	364,867	55,217	15%
1	横浜市	151,822	24,745	16%
2	川崎市	50,071	7,632	15%
3	相模原市	28,005	3,611	13%
4	鎌倉市	10,027	2,188	22%
5	藤沢市	17,521	2,961	17%
6	三浦市	2,808	261	9%
7	逗子市	3,752	722	19%
8	横須賀市	20,733	2,786	13%
9	葉山町	1,640	323	20%
10	茅ヶ崎市	8,861	1,371	15%
11	平塚市	10,603	1,264	12%
12	寒川町	1,534	167	11%
13	大和市	8,662	1,250	14%
14	綾瀬市	2,839	348	12%
15	海老名市	4,015	603	15%
16	座間市	4,579	512	11%
17	伊勢原市	3,904	510	13%
18	厚木市	6,836	853	12%
19	秦野市	6,248	749	12%
20	小田原市	8,596	1,034	12%
21	二宮町	1,363	190	14%
22	大磯町	1,737	251	14%
23	南足柄市	1,785	229	13%
24	大井町	605	74	12%
25	松田町	520	68	13%
26	山北町	661	67	10%
27	箱根町	686	53	8%
28	湯河原町	1,426	111	8%
29	真鶴町	444	39	9%
30	開成町	599	78	13%
31	中井町	384	31	8%
32	愛川町	1,473	122	8%
33	清川村	128	14	11%
	〈合計数〉	364,867	52,431	14%

\*p3 問 8 については自治体からの報告数です。必ずしも県提供の数とは一致していません。

\* 質問 8、9 については、集計表 1 を参照  
\* \_\_\_\_ は複数回答

## II 公開質問 自治体別コメント一覧

自治体名	質問1 介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について ①スタートの時期はいつか ②具多的な内容は決まっているのか			質問2 介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響があるか		
	スタートの時期	内容決まっている	決まっている	ある	ない	わからない
1 横浜市	2016年1月	1	2016年1月から訪問介護相当サービス、訪問型短期予防サービス、通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業を実施している	1		2015年度から施行された介護保険制度改正は多岐にわたっており、利用者への影響も様々であると考えられる
2 川崎市	2016年4月	1	現行相当サービスと現行の基準を緩和したサービスの実施	1		負担割合2割の適用開始による利用者負担増による影響
3 相模原市	2016年4月	1	現行相当及び短期集中予防サービス			
4 鎌倉市	2017年4月			1		実態調査を行っていないため、詳細は把握していないが、自己負担割合が変更(1割→2割)になった人もいることなど、影響があったと思われる
5 藤沢市	2016年10月	1	①介護予防訪問型I(介護予防訪問介護相当 生活援助・身体介護) ②介護予防訪問型II(介護予防訪問相当 生活援助) ③訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス 生活援助) ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス 専門家による相談指導等) ⑤介護予防通所型サービス(介護予防通所介護相当)	1		一定以上所得者の負担割合が2割となり、一部の方の利用者負担が増えた。同時に改正された高額介護サービス費の支給を行うことで、2割負担になった全ての方の負担が2倍となったわけではない
6 三浦市	2017年4月			1		少なからず影響はあると考えられるが実態調査をしていないので詳細は分からない
7 逗子市	2017年4月			1	1	介護保険料の改定の他、2割負担の創設、高額介護サービス費の現役並み所得区分の創設、食事・部屋代の負担軽減における資産要件の追加による利用者負担の増加等
8 横須賀市	2016年1月	1	介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、短期集中訪問型サービス、介護予防ケアマネジメント、及び一般介護予防事業を実施。今後、緩和サービスなど検討していく。	1		事業者になった場合、速やかなサービスの利用につなげることが可能になったこと。収入は少ないが、預貯金のある人が補給給付の対象となり、前年まで給付を受けていた人が受けられなくなったこと
9 葉山町	2017年4月			1	1	報酬改定、負担減対象範囲の変更、2割負担の創出、介護保険料の改定等があったことから利用者には影響はあったと考える。
10 茅ヶ崎市	2017年4月			1	1	被保険者から、介護保険の改定(2015年)の結果、経済的な負担感が増えた等の話を聞くことがあるため
11 平塚市	2016年1月	1	2016.6.30 現在、開始しているサービスは次の通り。現行の訪問介護相当サービス、訪問型サービスA・B・C、現行の通所介護相当サービス・通所型サービスC	1		一部の高収入の利用者の負担が増えた
12 寒川町	2017年4月			1		
13 大和市	2017年4月			1	1	一定以上所得者の利用者2割負担、介護施設等利用者の負担軽減の見直しに伴う負担増など

質問3 介護保険改定の結果、事業所に影響があるか	質問4 総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか	質問5 総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか									
			ある	ない	わからない	コメント	開催した(数)	開催なし	コメント	開催した(数)	開催なし
1	介護保険制度改正により、多くの介護サービスで報酬が減額されました。制度改正後も介護事業所の数は増え続けていますが、事業所経営に影響があることは考えられる	1							3回		
1	基本報酬見直しに伴う報酬減による影響	11回						地域の各団体・他事業合同分含む	20回		他事業合同分含む
			1						4回		
1	実態調査を行っていないため、詳細は把握していないが、報酬が下がったことなどは、少なからず影響があったと思われる						1			1	
1	通所介護・介護予防通所介護における大幅な介護報酬の減額により、事業継続(事業運営の見直し)に奔走する事業所が多い中で、総合事業の緩和した基準による通所型サービス(指定事業者の基準を緩和する分、報酬単価も下がるものや、実施主体が住民の方々によるもの等)の種類の整備について検討している。実施主体が指定事業者による基準を緩和した類型については、事業参入を検討できる事業者は少ないのが現状						1		4回		
			1						3回		1回
1	介護報酬の改定、級地の変更による報酬の変動。所得税の修正申告による負担割合の変更による過誤処理の増加等						1			1	
1	総合事業に対応するために事務対応の負担があること(運営規定や契約書類の確認、請求ソフトの確認や請求事務への対応など)。報酬改定があり、全般的に報酬が下がったこと	10回							1回		
1	報酬改定があったので事業所に何らかの影響はあったと考えますが、具体的な事例は把握していない	2回							2回		
1	介護保険の指定事業者から、介護保険改定の結果報酬が下がり事業運営が厳しくなった等の話を聞くことがあるため	7回							1回		
			1						2回		2回
			1							1	
1	介護報酬の改定、負担割合証の確認作業など	移行前に実施予定						実施方法については検討中	移行前に実施予定		実施方法については検討中

自治体名	質問1 介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について ①スタートの時期はいつか ②具多的な内容は決まっているのか			質問2 介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響があるか			
	スタートの時期	内容決まっている	決ま って ない	ある	ない	わから ない	コメント
14 綾瀬市	2015年4月	1	みなし事業者による介護保険相当サービス			1	
15 海老名市	2017年4月			1			1
16 座間市	2017年4月			1			1
17 伊勢原市	2016年4月	1	介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスの訪問介護(現行の訪問介護相当)、訪問型サービスC、通所型サービスの通所介護(現行の通所介護相当)、通所サービスC				1
18 厚木市	2015年4月	1	訪問型サービス及び通所型サービスについては、訪問介護相当及び通所介護相当サービスとして実施中であり、その他については検討中	1			所得・資産所有状況等により費用負担が増える方が生じた
19 秦野市	2016年1月	1	介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業 【*総合事業について…総合事業に移行後も、サービスを利用する際、地域包括支援センターが利用者の状況をアセスメントしている】	1			高所得者等の一部について自己負担の増額・給付対象から外れる等の影響、各種必要書類等の変更による混乱
20 小田原市	2016年1月	1	介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を実施している				1
21 二宮町	2017年4月			1			1
22 大磯町	2017年4月			1			1
23 南足柄市	2016年3月	1	指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービスの実施	1			介護保険負担限度額認定の手続きにおいて、資産の金額を証明する書類として通帳等のコピーが必要になったこと
24 大井町	2016年4月	1	現行介護予防サービスと二次予防事業相当サービスにて実施				1
25 松田町	2015年4月	1	現行相当サービスの移行 通所型サービスB・C 訪問型サービスC				1
26 山北町	2016年10月	1	第1号訪問事業、第1号通所事業のうち、現行訪問介護・通所介護相当のサービスのみを開始(介護予防ケアマネジメントも開始)。多様なサービスについては今後の検討課題としている。一般介護予防事業も現行の介護予防事業を整理し開始する。	1			自己負担割合が2割となった方の負担感の高まりは少なからず影響していると思われる。但し、利用者や介護支援専門職員、サービス提供事業所等からの苦情や相談は現在のところありません。
27 箱根町	2017年4月			1	1		費用負担の増加や軽度者の特養入所が難しくなったことによるもの
28 湯河原町	2017年4月			1			1
29 真鶴町	2017年4月			1			1
30 開成町							
31 中井町	2017年4月			1			1
32 愛川町	2015年4月	1	2015.4月から現行の訪問介護相当及び通所介護相当は総合事業に移行し、2016.4月から訪問型及び通所型サービスCの短期集中予防サービスを開始。今後、緩和基準によるサービスの検討を始め、協議体で検討中の住民主体による支援サービスの構築について、取組む				1
33 清川村	2015年4月	1	現在、現行の訪問介護及び通所介護相当を実施。緩和した基準によるサービスの通所型サービスAを検討中。				1
10 <合計数>		17		15	15	1	16

無回答1

無回答1

無回答1

自治体名	質問3 介護保険改定の結果、事業所に影響があるか				質問4 総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか			質問5 総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか		
	ある	ない	わから ない	コメント	開催した(数)	開催 なし	コメント	開催した(数)	開催 なし	コメント
		1			3回(希望する地域の住民団体へ)			事業3回 ケアマネ 3回		
			1		今後実施予定			今後 実施予定		
			1			1			1	
			1			1		3回		
	1			報酬改定への対応が必要となっている	9回			2回		
			1		20回(出前講座)			10回以上		
			1		12回			8回		
			1			1			1	
			1			1			1	
	1			総合事業の仕組みが複雑であり、各事業者よりケアマネの方への説明が出来ないとの意見があった		1		2回		
			1			1		1回		
			1			1	広報での通知、利用者には個別説明を行った	1回		
			1			1		1回		今後夏頃に1回予定あり
	1			事業所からは、報酬引き下げにより経営が厳しくなったと聞いている		1			1	
			1			1	現時点では具体的な内容が未定のため開催していない。今後は未定		1	現時点では具体的な内容が未定のため開催していない。今後は未定
			1			1			1	
			1			1	今後検討		1	今後検討
			1			1			1	
12 <合計数>		3	17		10	20		18	12	

無回答1

無回答2

予定2

無回答1

自治体名	質問 6 基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握が できると考えますか			質問 7 一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとっ て影響があると考えますか		
	でき る	でき ない	その他	影響ある	影響 ない	その他
1 横浜市			1 基本チェックリストで「サービス事業対象者」 を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じ て必要なサービスにつなげることが重要であ ると考えている	1		
2 川崎市			1 新規相談者の状態把握は、基本チェックリス トのみによる判断は困難と考えてる	1		
3 相模原市	1					1
4 鎌倉市		1		1		
5 藤沢市		1		1		
6 三浦市			1 利用者の考えや書き方に左右されることは考 えられる	1		
7 逗子市			1 わからない	1 利用者負担の増 加。また、高額介 護サービス費の支 給額が約 25%増 加		
8 横須賀市	1			1		
9 葉山町			1 適切な把握ができるよう、現在事務手続きを しているところ	1		
10 茅ヶ崎市			1 チェックリストによるサービス利用が適切に 行えるか調査中	1		
11 平塚市	1			1		
12 寒川町			1 チェックリストを作成時に丁寧な聞き取りを することで補完する必要がある	1		
13 大和市	1		総合事業のケアマネジメント（アセスメント 等）を各地域包括支援センターが行う中で、 介護予防給付での対応が必要な利用者につい ては介護認定申請へ繋げることができるため、 現行制度と同様に適切な把握及びケアが可能 と考える	1		

質問 10 次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが利用者への影響についてどう考えるか			
影響ある	影響 ない	懸念している	
1	次期制度改正については、現在、国の社会 保障審議会等で議論されているところであ るので、本市としましては国の動向を注視し ている		
		1	介護保険制度の持続可能性の確保に取組むことは重要であるが、介護保 険の自立支援という理念が損なわれないよう、制度改正は慎重に適切に 進めていくことが必要であり、国の動向を注視していきたい。また、今 期は大幅な制度改正である総合事業の開始移行期間となっており、移行 直後のさらなる大幅改正は、介護保険制度の安定的な運営が損なわれな いか懸念している
1	影響はあると思われるが、国からの正式な 通知がないため影響の度合いが不明。今後、 国の動向や各団体からの意見などを注視し ていく		
1	要介護 1・2 の方も、要支援 1・2 の方と同 様に総合事業への移行を想定した場合、現 行相当のサービスを継続できると考えてい る。住民主体のサービスや、多様なサー ビスが展開することにより、よりニーズに合 ったサービスの選択が可能になると考えて いる。いずれにしても、今後も国の動向を 注視していきたいと考えている		
1	少なからず影響があると考えているが、正式に 示されていないので現段階では何とも言え ない		
1	今後の国の動向を注視したい		
1	質問にある議論については、国の動向を注 視しているところであるが、現段階におい ては確認できていない。仮に要介護 1・2 が保険給付対象から外れることになれば、 サービス利用者への影響は少なからずある と考える		
1	影響があるとは考えるが、まだ国から正式 な決定が通知されていないので具体的な影 響については分からない		
1		1	要介護 1・2 の被保険者に対する訪問介護の生活援助サービスが介護給 付の対象から外れた場合、認知症や精神疾患の初期症状の被保険者への 気づきや支援ができなくなり、症状を重度化させてしまう可能性が高 くなる。また、利用者がこれまでの生活を維持するために全額自己負担で 引き続き同サービスを利用するのであれば、経済的な負担が大きくなり 生活に影響を及ぼすと考えられる。代替サービスを利用する場合、本人 のニーズに合致するインフォーマルサービスがあるかどうか、またこれ まで利用していた生活援助サービスと同等の質が担保されるかどうか現 時点では不明なため
		1	
		1	要支援段階で介護サービスを利用することで介護度が重くならず済ん でいた人が、保険給付外となってサービスを利用できなくなったり、地域 支援事業において行われるサービスを活用しなくなって、介護度が重く なる人が増えないか心配している。
1	何かしらの影響はあると思われるが、内容 が明確になっていない現時点では具体的な 影響まではわからない		

自治体名	質問 6 基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握が できると思いますか			質問 7 一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって 影響があると思いますか		
	できる	できない	その他	影響ある	影響 ない	その他
14 綾瀬市			1 利用にあたってはアセスメントがされ、必要に応じて主治医から意見を聞いている			1 影響がないとは言えないが、サービスの利用控えが出ているとは聞いていない
15 海老名市			1 介護予防ケアマネジメントに工夫が必要	1		
16 座間市	1					1 利用者にとって何らかの影響があるとは思われるが、明確に確認はできていない
17 伊勢原市			1 相談窓口で、介護保険申請相談の目的や希望するサービスを聞き取り、市が独自に作成した要介護（要支援）認定申請振り分け基準に基づき、質問項目に該当があれば要介護認定申請へつなぎ、利用者の適切な把握に努めている			1 確認できないため
18 厚木市	1					1 費用負担額が増えるが、高額介護制度により軽減も図られているものと考えている
19 秦野市			1 事業対象者とすべきかどうか判断するために活用している	1		
20 小田原市	1			1		
21 二宮町			1 現時点では出来ると考えている	1		
22 大磯町			1 ケースによると思われる			1
23 南足柄市		1		1		
24 大井町				1		
25 松田町	1			1		
26 山北町			1 基本チェックリストの質問 25 項目に単純に回答するだけでその方の状態把握をするわけではありません。基本チェックリストの設問を時間をかけて丁寧に説明、回答していただく中でその方の状態を把握し、総合事業対象者とすべきか介護認定を受けていただくべきかをその都度判断していく考え			1 (質問 2 の回答と重なりますが) 2 割負担者の影響がないことはないと思われる。但し、前述のように苦情や相談はありません。
27 箱根町	1			1		
28 湯河原町			1 使用目的が異なるため比較が困難と考える			1 分からない
29 真鶴町			1 今後の課題	1		
30 開成町						
31 中井町			1 チェックリストと併せて対象者の生活情報等の聞き取りも必要			1 ヒアリング等行っておらず不明
32 愛川町	1					1 対象者への聞き取り調査を実施していないため不明
33 清川村	1					1 聞き取り調査等を実施してないため分からない
<合計数>	11	3	17	21	1	10

無回答 2

無回答 1

質問 10 次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが利用者への影響についてどう考えるか		
影響ある	影響 ない	懸念している
		1 現在、把握できている情報では、要介護 1.2 の訪問介護の生活支援部分のみ地域支援事業に移行するようなので、これだけであれば影響がないと思われるが、内容がこれ以上になるようであれば何らかの影響が出るのではないかと懸念している
		1 軽度者へのサービス提供・地域支援事業の成果等
		1 何らかの影響がある可能性も考えられるが、現段階で確認ができないため
		1 利用者に必要なサービスを確保していく必要があると考えている
		1 市民の不安にどう応えるか。需要と供給のバランスを取れるのか。利用者の真のニーズに応えるサービスの体制を整えられるか
		1 事実と異なる情報が流れることで、利用者や介護事業者に混乱や不安が生じることを懸念している
		1 給付に変わる担い手の確保
		1 利用者が改定を理解できるか、必要とするサービスを受ける体制が整うか懸念している
		1 全サービスが保険給付から外れるのは論外である。現行の要支援 1・2 の訪問サービス・通所サービス同様としても、自立支援よりも生活介護的なサービスの利用希望が多いと考えられ、その部分を地域支援事業で賄うためには、充実に時間がかかるため、現行相当量のサービスを地域支援事業で賄うことは困難と考える。「医療ケアにつながる訪問看護、自立支援につながる福祉用具のレンタル、住宅改修」を保険給付ではなく、地域支援事業で行うことは財政的に困難であり、少なからず、利用者の自己負担の増額につながる可能性がある。小規模サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム入居者で、住所地の違う要支援 1.2・要介護 1・2 のサービス利用者に対して、地域支援事業でのサービス提供は困難と考えている
		1 (「要介護 1.2 が保険給付対象から外れる」という質問内容が、「要介護 1.2 の生活支援サービスが保険給付対象から外れる」という 1 月に報道された件として回答を進めることをご了承ください) ・介護保険制度に限ったことではありませんが、時代背景や状況に合わせた制度改正は必要です。今回の議論もその中の一環であると考えています。一方、これが現実化するとも明らかに困る利用者はいますので、別の支援策があつてのことであることを期待します。
		1 制度が複雑となり、利用に混乱を招く可能性があると思われる
		次期制度改正に伴う影響等については未検討
1		まだ具体的でないので回答不明
		1 保険給付対象から外れるサービスの種別によって大なり小なり影響が出るのではないかと懸念
		1 小規模保険者（自治体）では、制度改正に対応できる十分な職員体制となっていないことから、改正に伴うサービスの構築が整うか懸念している
		1 全認定者数（129 人）中、要介護 1・2 の認定者数（60 人）と割合が高く、制度改正で給付対象から外れた時の対応ができるか懸念している
9	1	17

無回答 6

### III 考察

#### ● 総合事業はどこへ向かおうとしているのか

若林 智子

介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)の開始時期は、2015年4月～2017年4月までの間で、自治体が独自に決定することが可能とされています。国は、財政的なインセンティブをつけ、自治体ができるだけ早い時期に総合事業の実施に踏み切るよう後押ししてきました。神奈川県では、15自治体が総合事業をスタートさせています。さらに、2自治体が2016年10月からのスタートを予定しています。総合事業への移行に際しては、まず現行相当サービスを実施し、段階的に多様なサービスを導入する自治体が多く、回答からも、すでに総合事業に移行している横浜市・相模原市・横須賀市・綾瀬市・厚木市など、基準を緩和したサービスは未だ実施されていないことが読み取れます。15自治体が2017年度4月のスタートを予定していますが、いずれの自治体も事業の具体的な内容は「決まっていない」と回答しています。事業をスタートさせた自治体も含めて、このような状況で、国では次期改定に向けて議論が進められています。

総合事業がスタートした15自治体のうち、市民への説明を行ったのは川崎市・横須賀市・平塚市・綾瀬市・厚木市・秦野市・小田原市の7自治体、説明を行っていないのは横浜市・相模原市・伊勢原市・南足柄市・大井町・松田町・愛川町・清川村の8自治体にのびりました。また、事業者への説明を実施したのは13自治体でした。

一方で、2015年度の制度改定の利用者への影響について、「影響ある」とした自治体は15自治体。具体的には、「制度改定は多岐にわたっており、利用者への影響も様々」(横浜市)、「負担割合2割の適用開始による負担増」(川崎市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・葉山町・茅ヶ崎市・平塚市・大和市・秦野市・箱根町)、「補足給付(\*1)の要件見直しによる負担増」(逗子市・横須賀市・厚木市・秦野市・南足柄市)、「必要書類等の変更による混乱」(秦野市)、「軽度者の特養入所が厳しくなった」(山北町)などの影響を挙げています。事業者への影響として、「報酬減額による影響」をあげたのは、12自治体で(横浜市・川崎市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・横須賀市・葉山町・茅ヶ崎市・大和市・厚木市・南足柄市・箱根町)、中でも厚木市は「報酬改定の対応が必要となっている」と踏み込んだ回答をしています。一方で、横浜市は「制度改正後も介護事業所の数は増え続けている」とも回答しています。

その他、「基準を緩和した類型については事業参入を検討できる事業者は少ない」(藤沢市)、「負担割合の変更による過誤処理の増加」(逗子市)、「事務対応の負担(増)」(横須賀市)、「総合事業の仕組みが複雑であり、事業者よりケアマネへの説明ができないとの意見があった」(南足柄市)、「実態調査を行っていないので詳細は把握していない」(鎌倉市・三浦市・葉山町)、「何らかの影響はあったと考えるが具体的な事例は把握していない」(葉山町)とのコメントもありました。市民へのより丁寧な説明や、影響を把握するための実態調査の実施が求められます。

しかし、すでに次期改定に向けて大幅な制度の見直し議論が始まっており、自治体が総合事業の制度設計に積極的に取り組むモチベーションが持てない状況もうまれているのではないかと推察します。

(\*1) 補足給付：低所得者(住民税非課税世帯)対策で、国が設定した基準額と利用者負担額との差額を介護保険から給付して負担を減らすもの。制度改定により、2015年8月から、預貯金等の資産も勘案されることになった。

■市民説明会開催状況 p5 図参照

■事業所説明会開催状況 p5 図参照

#### ● 事業所への影響

浜田 順子

「影響がある」とした自治体は、12自治体(4割弱)でした。その内容としては、基本報酬単価の減額(横浜市・川崎市・鎌倉市・藤沢市・逗子市・横須賀市・葉山町・茅ヶ崎市・大和市・厚木市・箱根町=11自治体)、事務処理の負担増加(逗子市・横須賀市・大和市=3自治体)です。また総合事業に参入する事業者は少ないことを懸念する(藤沢市)や、ケアマネに対する総合事業の説明が難しい(南足柄市)との意見もありました。

「影響はわからない」とした自治体は17自治体(5割以上)でしたが、コメントは「実態調査をしていないので詳細は不明」(三浦市)と書かれたのが1件のみ。影響がわからないのではなく把握していない、把握することの必要を感じない、国の方針で進めるので実態把握には関心がない、ということではないでしょうか。介護保険者としての各自治体の責任が問われます。

「影響がない」と答えた自治体は、綾瀬市等3自治体ですが、コメント欄の記述はありませんでした。私たちは、昨年度、県内70事業所に対して介護保険制度改定に関する影響調査を実施しました。その中では、特に訪問介護と通所介護事業所において、報酬単価の減額による事業高の減額となる一方、利用者数が増加していることで運営が難しくなってきた、制度改定に伴う事務量が増加した、介護度の重い人が増えメンバーが過重労働になっている、利用者に向き合う時間が短縮された、人件費を下げられないので修繕費用などの先送りをしている等、悲痛な声が聞かれました。

介護保険事業は、担っている各事業者が健全な運営ができなければなりません。それは様々な形で利用者に影響が表れます。利用者、事業者の現状を把握し、その声を反映される制度改定でなければ持続可能な制度とはなりません。

■事業所への影響 p5 図参照

#### ● 回答保留・無回答が19自治体～チェックリストは機能するのか～

前田 多賀子

総合事業をスタートさせている15自治体のうち、基本チェックリストで「適切な把握ができる」としているのは、相模原市・横須賀市・平塚市・厚木市・小田原市・松田町・愛川町・清川村の8自治体です。

一方で、「把握ができない」と答えているのは、南足柄市の1自治体、その他と回答している自治体が5自治体でした。コメントからは「必要なサービスにつなげることが重要」(横浜市)、「新規相談者の状態把握は、基本チェックのみによる判断は困難」(川崎市)とあり、振り分け後のサービスの体制も整わない中、基本チェックリストのみで必要なサービスに振り分けを行うのは難しいことが読み取れます。さらに「アセスメントに必要なに応じて主治医の意見を聞いている」(綾瀬市)、「市独自の振り分け基準に基づき適切な把握に努めている」(伊勢原市)とあり、主治医の意見や独自の基準を持つなど適切な判断に向けて準備を進めていると思われる自治体もありました。

チェックリストのみで判断できるとした自治体が、当事者の適切な状況を把握しサービスに繋がられるのかは疑問が残ります。早期にみなしで移行した自治体における、新規相談者の振り分け状況、特にサービス事業対象者へのマネジメントについて等は各自治体に必要なサービスの準備を進めている状況もあり、今後も引き続き調査が必要です。

33自治体の回答から、その他、または無回答とした自治体は、19自治体にのびります。新規相談

者への振り分けによる適切なサービス提供、利用者の状況変化の把握などチェックリストによる適切な把握に不安を抱えていると推察されます。

今後、自立した生活を営む上で必要な生活支援サービスの受け皿やコーディネートの育成等自治体の高齢者施策としての力量が問われます。財源の確保も含め自治体独自の制度の上乗せ、横だしのサービスの検討も必要です。地域の自立性を損なわない自治体独自の取組みが求められます。

■ p6 図参照

## ● 2割負担の影響

森川 千鶴

「一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとっても影響があると思いますか」という質問に対し、21自治体が「ある」と回答し、「ない」としたのは大磯町だけでした。その他の自治体は調査をしていないので不明としています。

高額介護サービス費の支給により、2割対象者の全ての人の負担が2倍となったわけではありませんが、それでも、サービスの利用控えの例などもきかれます。2割負担対象者は神奈川県平均では15%ですが、鎌倉市では23.4%にも上っており、一方、町村部では8%という自治体も数ヶ所あり、大きな差がでています。また、対象者が19%いる逗子市は、高額介護サービス費の支給が25%増加したと回答しています。

国の次期介護保険改定に関する議論の中で、全利用者への2割負担導入が既に俎上に上っていますが、導入されれば、独居や老々介護・認々介護の在宅率が高まる中、十分なサービスが使えず重度化することが懸念されます。自治体は、早急に現状での2割負担の影響を生活実態調査などで把握することが必要です。

■ p6 図参照

## ● 保険者としての責任は

渡辺 あつ子

次期改定の利用者への影響について「影響がない」と回答したのは平塚市のみでした。この設問に対して回答がないのは相模原市や伊勢原市等6自治体です。「影響がある」9自治体、「懸念している」が17自治体で、8割の自治体が影響について危惧しているといえます。

影響がある、懸念している具体的な点は以下に挙げられます。「新たな制度の移行直後に大幅に変われば安定的な運営が損なわれる」(川崎市)、「認知症など初期の気づきや支援が出来なければ重度化してしまう可能性が高い」(茅ヶ崎市)、「要支援段階での介護サービスが利用できなければ重度化するのではと心配」(寒川町)、「要介護1・2の割合が高いので給付対象から外れた時に対応できるか懸念」(清川村)等の意見がありました。一方で、「移行しても現行相当サービスの継続が可能」(藤沢市)という自治体もありました。要介護1・2が約60%といわれる現状では、利用者への影響は明らかです。

ほとんどの自治体は保険者であるにも関わらず国の動向を見たいとしています。地方分権の視点からも、自治体独自の施策を打ち出していくことが必要です。

■ p6 図参照

# 資料

## 自治体からの回答

1 横浜市	20
2 川崎市	21
3 相模原市	22
4 鎌倉市	23
5 藤沢市	24
6 三浦市	26
7 逗子市	27
8 横須賀市	28
9 葉山町	29
10 茅ヶ崎市	30
11 平塚市	31
12 寒川町	32
13 大和市	33
14 綾瀬市	34
15 海老名市	35
16 座間市	36
17 伊勢原市	37
18 厚木市	38
19 秦野市	39
20 小田原市	40
21 二宮町	41
22 大磯町	42
23 南足柄市	43
24 大井町	44
25 松田町	45
26 山北町	46
27 箱根町	48
28 湯河原町	49
29 真鶴町	50
31 中井町	51
32 愛川町	52
33 清川村	53

## 1. 横浜市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか (平成 28 年 1 月 スタート)
- ②具多的な内容は決まっていますか

決まっている  決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
(平成 28 年 1 月から、訪問介護相当サービス、訪問型短期予防サービス、通所介護相当サービス、介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業を実施しています。)

質問 2、介護保険の改定(2015 年)の結果、利用者に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(平成 27 年度から施行された介護保険制度改正は多岐にわたっており、利用者への影響も様々であると考えます。)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(介護保険制度改正により、多くの介護サービスで報酬が減額されました。制度改正後も介護事業所の数は増え続けていますが、事業所経営に影響があることは考えられます。)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した (回数 回)  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 3 回 (集団指導講習会における説明含む))  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる  できない  その他

(基本チェックリストで「サービス事業対象者」を判断し、介護予防ケアマネジメントを通じて必要なサービスにつなげることが重要であると考えています。)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある  影響はない  その他 ( )

質問 8、2 割負担対象者数(2016 年 4 月 1 日現在) ( 25, 617 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者人数  
(第 1 層生活支援コーディネーター18人、第 2 層生活支援コーディネーター139人)
- ②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数  
(日常生活圏域に生活支援コーディネーター 1 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある  影響はない  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
(次期制度改正については、現在、国の社会保障審議会等で議論されているところですので、本市としましては国の動向を注視しております。)

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

## 2. 川崎市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか (平成 28 年 4 月 スタート)
- ②具多的な内容は決まっていますか

決まっている  決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
(現行相当サービスと現行の基準を緩和したサービスの実施)

質問 2、介護保険の改定(2015 年)の結果、利用者に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(負担割合 2 割の適用開始による利用者負担額増による影響)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(基本報酬見直しにともなう報酬減による影響)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した (回数 1 1 回 (地域の各団体向け実施分及び他事業合同による実施分含む))  
 開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 2 0 回 (他事業合同による実施分含む))  
 開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる  できない

その他

(新規相談者の状態把握は、基本チェックリストのみによる判断は困難と考えている。)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある  影響はない  その他 ( )

質問 8、2 割負担対象者数(2016 年 4 月 1 日現在) (10, 471 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者人数 ( 検討中 人)
- ②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 検討中 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある  影響はない  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
(介護保険制度の持続可能性の確保に取組むことは重要であるが、介護保険の自立支援という理念が損なわれないよう、制度改正は慎重に適切に進めていくことが必要であり、国の動向を注視していきたい。  
また、今期は大幅な制度改正である総合事業の開始移行期間となっており、移行直後のさらなる大幅改正は、介護保険制度の安定的な運営が損なわれないか懸念している。)

### 3. 相模原市

#### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成28年 4月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている  ・決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( 現行相当及び短期集中予防サービス )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある  ・ない  ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある  ・ない  ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)  ・開催していない  団体等へ周知

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 4 回)  ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる  ・できない  ・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある  ・影響はない  ・その他  ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年3月31日現在) ( 3, 612人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者数 ( 36 人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 一 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある  ・影響はない  ・懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

以上

### 4. 鎌倉市

#### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(H29年 4月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている  ・決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある  ・ない  ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(実態調査をおこなっていないため、詳細は把握していないが、自己負担割合が変更(1割⇒2割)になった人もいることなど、影響があったと思われる。)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある  ・ない  ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(実態調査をおこなっていないため、詳細は把握していないが、報酬が下がったことなどは、少なからず影響があったと思われる。)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)  ・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)  ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる  ・できない  ・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある  ・影響はない  ・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 2, 358 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者数 ( 5 人)【日常生活圏域5か所に各1名を配置予定】

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 6,951~15,857 人 )

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある  ・影響はない  ・懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
(影響はあると思われるが、国からの正式な通知がないため影響の度合いが不明である  
今後、国の動向や各団体からの意見など注視していきたい。)

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

以上

## 5. 藤沢市

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつか ( 2016 年 10 月 スタート)
- ②具多的な内容は決まっているのか
- 決まっている  決まっていない
- 決まっている内容

- ①介護予防訪問型Ⅰ (介護予防訪問介護相当 生活援助・身体介護)
- ②介護予防訪問型Ⅱ (介護予防訪問介護相当 生活援助)
- ③訪問型サービス A (緩和した基準によるサービス 生活援助)
- ④訪問型サービス C (短期集中予防サービス 専門家による相談指導等)
- ⑤介護予防通所型サービス (介護予防通所介護相当 )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響があるか

- ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(一定以上所得者の負担割合が 2 割となり、一部の方の利用者負担が増えました。同時に改正された高額介護サービス費の支給を行うことで、2 割負担になった全ての方の負担が 2 倍となったわけではありません。 )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響があるか

- ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(通所介護・介護予防通所介護における大幅な介護報酬の減額により、事業継続 (事業運営の見直し) に奔走する事業所が多い中で、総合事業の緩和した基準による通所型サービス (指定事業者の基準を緩和するぶん、報酬単価も下がるものや、実施主体が住民の方々によるもの等) の類型の整備について検討しています。実施主体が指定事業者による基準を緩和した類型については、事業参入を検討出来る事業者は少ないのが現状です。 )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

- 開催した (回数 回)  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

- 開催した (回数 4 回)  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

- できる  できない  その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

- 影響がある  影響はない  その他 ( )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 約 2900 人)

\* 2015 年 7 月現在 2852 人でしたが、直近の数字はまだだしていないため上記の数字は実績から算出した概数です。

質問 9、生活支援コーディネイターについて

- ①配置予定委人数は ( ①2016 年 4 月 1 日現在 (第 1 層 1 人、第 2 層 2 人)  
2017 年 4 月 1 日現在 (第 1 層 1 人、第 2 層 3 人) 予定
- ②生活支援コーディネイター 1 人当たりの担当対象者数 ( 不明 人程度)

\*参考: 2016 年 4 月 1 日現在の 65 歳以上人口 99,994 人

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが

利用者への影響についてどう思うか

- 影響がある  影響はない  懸念している (具体的に)

➡影響があるとお答えの場合、具多的にお書きください

( 要介護 1.2 の方も、要支援 1.2 の方と同様に総合事業への移行を想定した場合、現行相当のサービスを継続できると考えています。また、住民主体のサービスや、多様なサービスが展開することにより、よりニーズに合ったサービスの選択が可能になると考えています。いずれにしても、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。)

➡「懸念がある」とお答えの場合、具多的にお書きください

( )

以上

## 6. 三浦市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか (2017年 4月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている

・決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある

・ない

・わからない

※少なからず影響はあると考えるが、実態調査をしていないので詳細はわからない。

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある

・ない

・わからない

※少なからず影響はあると考えるが、実態調査をしていないので詳細はわからない。

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した (回数 3 回)

・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 1 回)

・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる

・できない

・その他

(利用者の考えや書き方に左右されることは考えられる。)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある

・影響はない

・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 319 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 2 人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 360 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある

・影響はない

・懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

(少なからず影響はあると考えるが、正式には示されていないので、現段階では何とも言えない。)

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

以上

## 7. 逗子市

逗子市役所介護保険課です。

「介護保円制度に関する公開質問状」につきまして、次のとおり回答します。

質問 1

①平成 29 年 4 月スタート

②決まっていない

質問 2 ある

介護保険料の改定のほか、2割負担の創設、高額介護サービス費の現役並み所得区分の創設、食事・部屋代の負担軽減における資産要件の追加による利用者負担の増加等

質問 3 ある

介護報酬の改定、級地の変更による報酬の変動。所得税の修正申告による負担割合の変更による過誤処理の増加等

質問 4 開催していない

質問 5 開催していない

質問 6 その他(わからない)

質問 7 ある

利用者負担の増加。また、高額介護サービス費の支給額が約 25%増加。

質問 8 738 人(平成 27 年 8 月 1 日現在)

質問 9

① 7 人(配置済。全て他業務との兼務)

② 不明

問 10 影響がある

今後の国の動向を注視したい。

## 8. 横須賀市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成28年 1月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

決まっている  決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

(介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス、短期集中訪問型サービス、介護予防ケアマネジメント 及び 一般介護予防事業を実施。今後、緩和サービスなどを検討していく。)

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

ある  ない  わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(・事業対象者になった場合、速やかなサービスの利用につなげることが可能になったこと。

・収入は少ないが、預貯金のある人が捕捉給付の対象外となり、前年まで給付を受けていた人が受けられなくなったこと。)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある  ない  わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(・総合事業に対応するために事務対応の負担があること(運営規定や契約書類の確認、請求ソフトの確認や請求事務への対応など)。

・報酬改定があり、一般的に報酬が下がったこと。)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した (回数 10回)  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 1回)  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができますか

できる  できない  その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある  影響はない  その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 2, 862 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 1人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 12万人程度)

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある  影響はない  懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

(質問にある議論については、国の動向を注視しているところであるが、現段階において確認はできていない。仮に要介護1.2が保険給付対象から外れることになれば、サービス利用者への影響は少なからずあると考える。)

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

## 9. 葉山町

### 介護保険制度に関する公開質問状への回答書

質問 1 介護予防・日常生活支援総合事業について

①スタートの時期：2017年4月スタート

②具体的な内容：決まっていない

質問 2 介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか。

→ある

→報酬改定、負担減免対象範囲の変更、2割負担の創出、介護保険料の改定等があったことから利用者に影響はあったと考えます。

質問 3 介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか。

→ある

→報酬改定があったので事業所に何らかの影響はあったと考えますが、具体的な事例は把握していません。

質問 4 総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか。

→開催した。(2回)

質問 5 総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか。

→開催した。(2回)

質問 6 基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができますか。

→その他(適切な把握が出来るよう、現在事務手続きをしているところです。)

質問 7 一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか。

→影響がある

質問 8 2割負担対象者数(2016年4月1日現在)

→335人

質問 9 生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数(2人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数(現在検討中)

質問 10 次期改定では要介護1, 2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。利用者への影響についてどう考えますか。

→影響がある

→影響があるとは考えますが、まだ国から正式な決定が通知されていないので具体的な影響については分かりません。

10. 茅ヶ崎市

質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか (平成29年4月 スタート)
  - ②具多的な内容は決まっていますか
    - ・決まっている
    - ・決まっていない
- ⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください ( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

- ・あると思う
  - ・ない
  - ・わからない
- ⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください (被保険者から、介護保険の改定(2015年)の結果、経済的な負担感が増えた等の話を聞くことがあるため。)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

- ・あると思う
  - ・ない
  - ・わからない
- ⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください (介護保険の指定事業所から、介護保険改定の結果報酬が下がり事業運営が厳しくなった等の話を聞くことがあるため。)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

- ・開催した (回数7回)
- ・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

- ・開催した (回数1回)
- ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができますか

- ・できる
- ・できない
- ・その他 (チェックリストによるサービス利用が適切に行えるか調査中)

質問 7、一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

- ・影響があると思う
- ・影響はない
- ・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 1,429人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者数 (未定 人)
- ②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 (未定 人程度)

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

- 利用者への影響についてどう考えますか
- ・影響があると思う
  - ・影響はない
  - ・懸念している
- ⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(要介護1及び2の被保険者に対する訪問介護の生活援助サービスが介護給付の対象から外れた場合、認知症や精神疾患の初期症状の被保険者への気づきや支援ができなくなり、症状を重度化させてしまう可能性が高くなる。

また、利用者がこれまでの生活を維持するために全額自己負担で引き続き同サービスを利用するのであれば、経済的な負担が大きくなり生活に影響を及ぼすと考えられる。代替サービスを利用する場合、本人のニーズに合致するインフォーマルサービスがあるかどうか、またこれまで利用していた生活援助サービスと同等の質が担保されるかどうか現時点では不明なため。)

11. 平塚市

質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか (平成28年 1月 スタート)
  - ②具多的な内容は決まっていますか
    - ・決まっている
    - ・決まっていない
- ⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください (平成28年6月30日現在、開始したサービスは次のとおり。  
(現行の訪問介護相きりサービス・訪問型サービスA・B・C)  
現行の通所介護相きりサービス・通所型サービスC)

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

- ・ある
  - ・ない
  - ・わからない
- ⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください (一部の高収入の利用者の負担が増えた)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

- ・ある
  - ・ない
  - ・わからない
- ⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください ( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

- ・開催した (回数 2 回)
- ・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

- ・開催した (回数 2 回)
- ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

- ・できる
- ・できない
- ・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

- ・影響がある
- ・影響はない
- ・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 1,380 人)

※要介護(支援)認定者の内

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者数 ( 人)
  - ②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 人程度)
- ※累層生活支援コーディネーターについて、準備が整った地域から順次複数名配置していくことを想定しています。  
そのため、地区により人数が異なるので空欄としています。

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

- 利用者への影響についてどう考えますか
- ・影響がある
  - ・影響はない
  - ・懸念している
- ⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください ( )
- ⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください ( )

以上

## 12. 寒川町 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか ( 29年 4月 スタート)

②具象的な内容は決まっていますか

・決まっている

・決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある

・ない

・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある

・ない

・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる

・できない

・その他 (チェックリストを作成時に丁寧な聞き取りをすることで補完する必要がある)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある

・影響はない

・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 208 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 1~2 人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 未定 )

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある

・影響はない

・懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(要支援段階で介護サービスを利用することで介護度が重くならず済んでいた人が、保険給付外となってサービスを利用できなかつたり、地域支援事業において行われるサービスを活用しなくなって、介護度が重くなる人が増えないか心配している。)

以上

## 13. 大和市

質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつか ( 29年4月 スタート)

②具体的な内容は決まっているのか

・決まっている

・決まっていない

決まっている内容 ( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響があるか

・ある

・ない

・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(一定以上所得者の利用者 2割負担、介護施設等利用者の負担軽減の見直しに伴う負担増など)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響があるか

・ある

・ない

・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(介護報酬の改定、負担割合証の確認作業など)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない

※総合事業移行(H29.4.1)前に実施予定(実施方法等については検討中)

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない

※総合事業移行(H29.4.1)前に実施予定(実施方法等については検討中)

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる

・できない

・その他 ( )

※総合事業のケアマネジメント(アセスメント等)を各地域包括支援センターが行う中で、介護予防給付での対応が必要な利用者については介護認定申請へ繋げることができるため、現行制度と同様に適切な把握及びケアが可能と考えます。

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある

・影響はない

・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年3月31日現在) ( 1, 246人 )

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定人数は(各地区(第2層協議体)1人以上)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 人程度)

※日常生活圏ごとに各第2層の協議体の構成団体の意向を踏まえ、必要な人数を配置する予定。

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが

利用者への影響についてどう思うか

・影響ある

・影響はない

・懸念している(具体的に)

⇒影響があるとお答えの場合、具体的にお書きください

(何かしらの影響はあると思われるが、内容が明確になっていない現時点では具体的な影響まではわからない。)

## 14. 綾瀬市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか ( 27年 4月 スタート)  
②具多的な内容は決まっていますか  
○決まっている ・決まっていない  
➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( みなし事業者による介護保険相当サービス )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか(総合事業のみ)

- ・ある ○ない ・わからない  
➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか(総合事業のみ)

- ・ある ○ない ・わからない  
➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

- 開催した (回数 3回:希望があった地域の住民団体へ) ・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

- 開催した (回数 事業者 3回、ケアマネ 3回) ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

- ・できる ・できない ○その他(利用にあたってはアセスメントがされ、必要に応じて主治医から意見を聞いている)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

- ・影響がある ・影響はない ○その他(費用負担額が上がることで影響がないとは言えないが、サービスの利用控えが出ているとは聞いていない)

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 364人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者人数 ( 1人)  
②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 ( 不明 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

- 利用者への影響についてどう考えますか  
・影響がある ・影響はない ○懸念している  
➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )  
➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(現在、把握できている情報では、要介護 1、2 の訪問介護の生活支援部分のみ地域支援事業に移行するようなので、これだけであれば影響がないと思われるが、内容がこれ以上になるようであれば何らかの影響が出るのではないかと懸念している)

## 15. 海老名市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか ( 平成29年4月 スタート)  
②具多的な内容は決まっていますか  
・決まっている ・決まっていない(検討中)  
➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

- ・ある ・ない ・わからない  
➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

- ・ある ・ない ・わからない  
➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

- ・開催した (回数 回) ・開催していない(今後実施の予定)

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

- ・開催した (回数 回) ・開催していない(今後実施の予定)

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

- ・できる ・できない ・その他(介護予防ケアマネジメントに工夫が必要)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

- ・影響がある ・影響はない ・その他 ( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) ( 628人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者人数 ( 7人)  
②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数(約5000人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

- 利用者への影響についてどう考えますか  
・影響がある ・影響はない ・懸念している  
➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )  
➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( 軽度者へのサービス提供・地域支援事業の成果等 )

以上

## 16. 座間市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか (平成29年4月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている

・決まっている  決まっている

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある

・ない

・わからない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある

・ない

・わからない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができますか

できる

・できない

・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある

・影響はない

その他 (利用者にとって何らかの影響があると思われるが、明確に確認は出来ていない。)

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) (549人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 (第1層で1人、第2層で6人を予定)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 (およそ5,000人程度)

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある

・影響はない

・懸念している  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(何らかの影響がある可能性も考えられるが、現段階での確認ができないため。)

以上

## 17. 伊勢原市

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつか (2016年 4月 スタート)

②具多的な内容は決まっているのか

決まっている

決まっている  決まっている

決まっている内容 (介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスの訪問介護(現行の訪問介護相当)、訪問型サービス C、通所型サービスの通所介護(現行の通所介護相当)、通所サービス C)

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響があるか

・ある

・ない

・わからない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響があるか

・ある

・ない

・わからない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催していない  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 3回)

・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができますか

・できる

・できない

・その他 (相談窓口で、介護保険申請

相談の目的や希望するサービスを聞き取り、市が独自に作成した要介護(要支援)認定申請振り分け基準にもとづき、質問項目に該当があれば要介護認定申請へつなぎ、利用者の適切な把握に努めている。)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある

・影響はない

・その他 (確認できないため)  その他

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) (525人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定委人数は (5人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数 (人程度)

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが

利用者への影響についてどう思うか

・影響がある

・影響はない

・懸念している (具体的に)

➡「影響がある」とお答えの場合、具多的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具多的にお書きください

( )

以上

## 18. 厚木市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか（平成 27 年 4 月 スタート）  
②具多的な内容は決まっていますか

決まっている 決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
（訪問型サービス及び通所型サービスについては、訪問介護相当及び通所介護相  
サービスとして実施中であり、その他については検討中です。）

質問 2、介護保険の改定（2015 年）の結果、利用者に影響がありましたか

ある ない わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
（所得、資産所有状況等により費用負担が増える方が生じた）

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある ない わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
（報酬改定への対応が必要となっている）

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した（回数 9 回） 開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した（回数 2 回） 開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる できない その他（）

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある 影響はない

その他（費用負担額が増えるが、高額介護制度により軽減も図られているものと考え  
ている。）

質問 8、2 割負担対象者数（2016 年 7 月 1 日現在）（ 870 人）

質問 9、生活支援コーディネーターについて

- ①配置予定者人数（ 7 人）  
②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数（設定していません）

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。  
利用者への影響についてどう考えますか

影響がある 影響はない 懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
（）

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
（利用者に必要なサービスを確保し、提供していく必要があると考えています。）

以上

## 19. 秦野市

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

- ①スタートの時期はいつですか（H28 年 1 月 スタート）  
②具多的な内容は決まっていますか

決まっている 決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）

質問 2、介護保険の改定（2015 年）の結果、利用者に影響がありましたか

ある ない わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
（高所得者等の一部について自己負担の増額・給付対象から外れる等の影響、  
各種必要書類等の変更による混乱）

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある ない わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
（）

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した（回数 20 回以上）※出前講座 開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した（回数 10 回以上） 開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる できない

その他（事業対象者とすべきかどうか判断するために活用しています。）

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある 影響はない その他（）

質問 8、2 割負担対象者数（2016 年 4 月 1 日現在）（ 837 人）

質問 9、生活支援コーディネーターについて ※調整中

- ①配置予定者人数（ 人）  
②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数（ 人程度）

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。  
利用者への影響についてどう考えますか

影響がある 影響はない 懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
（）

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
（市民の不安にどう応えるか。需要と供給のバランスを取れるのか。  
利用者の真のニーズに応えるサービスの体制を整えられるか。）

以上

※補足

【総合事業について】

総合事業に移行後も、サービスを利用する際、地域包括支援センターが利用者の状  
況をアセスメントしています。

## 20. 小田原市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成28年1月スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

決まっている 決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業を実施している。)

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

ある ない わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある ない わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した(回数 12回) 開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した(回数 8回) 開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる できない その他( )

質問 7、一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある 影響はない その他( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) (1,030人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数(1人)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数(不明)

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある 影響はない 懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(事実と異なる情報が流れることで、利用者や介護事業者に混乱や不安が生じることを懸念している。)

以上

## 21. 二宮町

### 二宮回答内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(2017(平成29)年4月スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

決まっている 決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015年)の結果、利用者に影響がありましたか

ある ない わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある ない わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した(回数 回) 開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した(回数 回) 開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる できない

その他(現時点では、できると考えています。)

質問 7、一定以上所得者の利用者2割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある 影響はない その他( )

質問 8、2割負担対象者数(2016年4月1日現在) (266人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数(未定)

②生活支援コーディネーター1人当たりの担当対象者数(未定)

質問 10、次期改定では要介護1.2が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある 影響はない 懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(給付に変わる担い手の確保)

以上

## 22. 大磯町

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成 29 年 4 月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている                      ・**決まっていない**

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015 年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある                      ・ない                      ・**わからない**

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある                      ・ない                      ・**わからない**

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)                      ・**開催していない**

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)                      ・**開催していない**

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる                      ・できない                      ・**その他(ケースによると思われる)**

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある                      ・**影響はない**                      ・その他( )

質問 8、2 割負担対象者数(2016 年 4 月 1 日現在) ( 251 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数( 1 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数(1 万人程度(町の全高齢者))

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある                      ・影響はない                      ・**懸念している**

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
(利用者が改定を理解できるか、必要とするサービスを受ける体制が整うか懸念している。)

以上

## 23. 南足柄市

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成 28 年 3 月 スタート)

②具体的な内容は決まっていますか

・**決まっている**                      ・決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
(指定事業者による訪問型サービス及び通所型サービスの実施)

質問 2、介護保険の改定(2015 年)の結果、利用者に影響がありましたか

・**ある**                      ・ない                      ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(介護保険負担限度額認定の手続きにおいて、資産の金額を証明する書類として通帳等のコピーが必要となったこと)

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・**ある**                      ・ない                      ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください  
(総合事業の仕組みが複雑であり、各事業者よりケアマネの方への説明ができないとの意見があった。)

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)                      ・**開催していない**

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・**開催した**(回数 2 回)                      ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる                      ・**できない**                      ・その他( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・**影響がある**                      ・影響はない                      ・その他( )

質問 8、2 割負担対象者数(2016 年 4 月 1 日現在) ( 229 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数(2 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数(6,000 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある                      ・影響はない                      ・懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください  
( )

## 24. 大井町

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか ( H28 年 4 月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

決まっている  決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

( 現行介護予防サービスと二次予防事業相当サービスにて実施 )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した (回数 回)  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 1 回)  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる  できない  その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある  影響はない  その他 ( )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 83 人 )

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 未定 )

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある  影響はない  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

以上

## 25. 松田町

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか ( H27 年 4 月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

決まっている  決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

( 現行相当サービスの移行 通所型サービス B・C 訪問型サービス C )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

開催した (回数 回)  開催していない

広報での通知、利用者には個別説明を行った

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

開催した (回数 1 回)  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

できる  できない  その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある  影響はない  その他 ( )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 68 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 1 人以上 )

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 未定 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある  影響はない  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(全サービスが保険給付から外れるのは論外である。現行の要支援 1、2 の訪問サービス・通所サービス同様としても、自立支援よりも生活介護的なサービスの利用希望が多いと考えられ、その部分を地域支援事業で賄うためには、充実に時間がかかるため、現行相当量のサービスを地域支援事業で賄うことは困難と考える。「医療ケアにつながる訪問看護、自立支援につながる福祉用具のレンタル、住宅改修」を保険給付ではなく、地域支援事業で行うことは財政的に困難であり、少なからず、利用者の自己負担の増額につながる可能性がある。

小規模のサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム入居者で、住所地の違う要支援 1・2・要介護 1・2 のサービス利用者に対して、地域支援事業でのサービス提供は困難と考えている。

## 26. 山北町

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつか (2016 年 10 月 スタート)

②具多的な内容は決まっているのか

決まっている 決まっていない

決まっている内容 ( 別紙 )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響があるか

・ある ・ない ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( 別紙 )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響があるか

・ある ・ない ・わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回) ・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 1 回) ・開催していない

\*今後、夏頃にもう一回予定している

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる ・できない ・その他 ( 別紙 )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある ・影響はない ・その他 ( 別紙 )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) (70 人)

質問 9、生活支援コーディネイターについて

①配置予定委人数は ( 1 人)

②生活支援コーディネイター 1 人当たりの担当対象者数 ( 別紙 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが

利用者への影響についてどう思うか

・影響がある ・影響はない ・懸念している (具体的に)

➡影響があるとお答えの場合、具多的にお書きください

( )

➡「懸念している」具体的にお書きください

( 別紙 )

以上

山北町 別紙

【質問 1】

「決まっている」の場合の内容

・第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業のうち、現行訪問介護・通所介護相当のサービスのみを開始します。(介護予防ケアマネジメントも開始します)。多様なサービスについては今後の検討課題としています。一般介護予防事業も現行の介護予防事業を整理し開始します。

【質問 2】

・自己負担割合が 2 割となった方の負担感の高まりは少なからず影響していると思われます。但し、利用者や介護支援専門職員、サービス提供事業所等からの苦情や相談は現在のところありません。

【質問 6】

・その他 (基本チェックリストの質問 25 項目に単純に回答するだけでその方の状態把握をするわけではありません。基本チェックリストの設問を時間をかけて丁寧に説明、回答していただく中でその方の状態を把握し、総合事業対象者とすべきか介護認定を受けていただくべきかをその都度判断していく考えです。

【質問 7】

・その他 (質問 2 の回答と重なりますが、2 割負担者の影響がないことはないと思われます。但し、前述のように苦情や相談はありません。

【質問 9】

・生活支援コーディネイターの役割は、高齢者の生活支援等サービス体制を推進していくことですので、現在のところコーディネイター自身が利用者個人を担当することはありません。

【質問 10】

「懸念している」の場合の内容

(「要介護 1.2 が保険給付対象から外れる」という質問内容が、「要介護 1.2 の生活支援サービスが保険給付対象から外れる」という 1 月に報道された件として回答を進めることをご了承ください。

・介護保険制度に限ったことではありませんが、時代背景や状況に合わせた制度改正は必要です。今回の議論もその中の一環であると考えています。一方、これが現実化すると明らかに困る利用者はいますので、別の支援策があつてのことであることを期待します。

・以上。

## 27. 箱根町

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつか ( 2017 年 4 月 スタート)

②具多的な内容は決まっているのか

・決まっている

・決ま~~って~~いない

決まっている内容 ( )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響があるか

・ある

・ない

・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

(費用負担の増加や軽度者の特養入所がむ難しくなったことによるもの )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響があるか

・ある

・ない

・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( 事業所からは、報酬引き下げにより経営が難しくなったと聞いている )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催して~~い~~ない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催して~~い~~ない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる

・できない

・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある

・影響はない

・その他 ( )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 65 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定委人数は ( 未定 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 未定 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっているが

利用者への影響についてどう思うか

・影響がある

・影響はない

・懸念して~~い~~る (具体的に)

⇒影響があるとお答えの場合、具多的にお書きください

( )

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお答えください

(制度が複雑となり、利用に混乱を招く可能性があると思われる)

以上

## 28. 湯河原町

質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか ( 2017 年 4 月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている

・決ま~~って~~いない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

( )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響がありましたか

・ある

・ない

・わから~~な~~い

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある

・ない

・わから~~な~~い

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催して~~い~~ない

**※現時点では具体的な内容が未定のため開催していません。今後の開催については未定です。**

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回)

・開催して~~い~~ない

**※現時点では具体的な内容が未定のため開催していません。今後の開催については未定です。**

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる

・できない

・その~~他~~

(使用目的が異なるため比較が困難と考えま

す。)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある

・影響はない

・その他 ( 分~~ら~~ない。 )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 107 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 未定 )

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 未定 )

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある

・影響はない

・懸念して~~い~~る

**※次期制度改正に伴う影響等については未検討です。**

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

## 29. 真鶴町

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成 29 年 4 月 スタート)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている  決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015 年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)  開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)  開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる  できない  その他(今後の課題)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

影響がある  影響はない  その他( )

質問 8、2 割負担対象者数(2016 年 4 月 1 日現在) ( 47 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数( 2 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数( 1,200 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

影響がある  影響はない  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( まだ具体的ではないので回答不明です。 )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

以上

## 31. 中井町

### 質問内容 中井町

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか(平成 29 年 4 月 スタート【予定】)

②具多的な内容は決まっていますか

・決まっている  決まっていない

➡「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください  
( )

質問 2、介護保険の改定(2015 年)の結果、利用者に影響がありましたか

・ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある  ない  わからない

➡「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)  開催していない【今後検討】

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した(回数 回)  開催していない【今後検討】

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる  できない  その他(チェックリストと

併せて対象者の生活情報等の聞き取りも必要)

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある  影響はない  その他(ヒアリング等行っておらず不明)

質問 8、2 割負担対象者数(2016 年 4 月 1 日現在) ( 約 30 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数( 1 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数( 3,000 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある  影響はない  懸念している

➡「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

➡「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

(保険給付対象から外れるサービスの種別によって、大なり小なりの影響が出るのではないかと懸念します。)

以上

## 32. 愛川町

### 質問内容回答 (愛川町)

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか ( 27年4月 スタート)

②具動的な内容は決まっていますか

・決まっている ・決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

( 27.4 月から現行の訪問介護相当及び通所介護相当は、総合事業に移行し鋭意取り組んでおり、28.4 月から訪問型及び通所型サービス C の短期集中予防サービスを開始したところであります。今後、緩和した基準によるサービスの検討をはじめ、協議体で検討中の住民主体による支援サービスの構築について、取り組んでまいります。)

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響がありましたか

・ある ・ない ・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある ・ない ・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回) ・開催していない ( )

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回) ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる ・できない ・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある ・影響はない ・その他 (対象者への聞き取り調査を実施していないため、不明。)

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 約 100 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 2 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 一 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある ・影響はない ・懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

( 小規模保険者 (自治体) では、制度改正に対応できる十分な職員体制となっていないことから、改正に伴うサービスの構築が整うか懸念しているところがあります。)

## 33. 清川村

### 質問内容

質問 1、介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業)について

①スタートの時期はいつですか ( 27年4月 スタート)

②具動的な内容は決まっていますか

・決まっている ・決まっていない

⇒「決まっている」とお答えの場合、その内容についてお書きください

( 現在、現行の訪問介護及び通所介護相当を実施しています。緩和した基準によるサービスの通所型サービス A を検討中です。 )

質問 2、介護保険の改定 (2015 年) の結果、利用者に影響がありましたか

・ある ・ない ・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 3、介護保険改定の結果、事業所に影響がありましたか

・ある ・ない ・わからない

⇒「ある」とお答えの場合、具体的な事例等をお書きください

( )

質問 4、総合事業に移ることで市民への説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回) ・開催していない

質問 5、総合事業に移ることで事業所向けの説明会を開催しましたか

・開催した (回数 回) ・開催していない

質問 6、基本チェックリストで今までのように利用者の適切な把握ができると思いますか

・できる ・できない ・その他 ( )

質問 7、一定以上所得者の利用者 2 割負担は、利用者にとって影響があると思いますか

・影響がある ・影響はない ・その他 (聞き取り調査等を実施していないため、わかりません )

質問 8、2 割負担対象者数 (2016 年 4 月 1 日現在) ( 16 人)

質問 9、生活支援コーディネーターについて

①配置予定者人数 ( 1 人)

②生活支援コーディネーター 1 人当たりの担当対象者数 ( 一 人程度)

質問 10、次期改定では要介護 1.2 が保険給付対象から外れるとの議論が始まっています。

利用者への影響についてどう考えますか

・影響がある ・影響はない ・懸念している

⇒「影響がある」とお答えの場合、具体的にお書きください

( )

⇒「懸念している」とお答えの場合、具体的にお書きください

( 全認定者数 (129 人) 中、要介護 1 及び 2 の認定者数 (60 人) と割合が高く、制度改正で給付対象から外れた時の対応ができるか懸念しています。 )



## おわりに

高齢社会の中で私たちは最後まで可能な限り自分らしく暮らし続けるために社会全体で介護を支える仕組みが必要です。介護保険は高齢者の自立を支援し介護の社会化を目指したはずでした。40歳以上になれば誰もが納める保険料で賄われる介護保険という仕組みにおいて、いざとなった時に自分がこの保険を使えないことが起こり得るとは、制度への不信感を増すことになると思います。行政から市民への十分な説明がないままに仕組みが変わろうとしています。声さえ挙げられない多くの市民の理解を得るように進めるのは、やはり地域の自治体の責任であるのではないのでしょうか。地域で暮らす高齢者や、介護を担う方々などの生活を起点に制度をつくる視点が不可欠です。

今夏、介護保険プロジェクトでは緊急アクションチームを立上げ、介護保険の次期改定に向けて、「介護保険制度の保険給付から「要介護1・2の生活援助と福祉用具他を外さないことを求める要望書」の署名へと取り組みました。署名への声かけに多くの方が同意して署名に加わってくださいました。現在介護の真最中の方、すでに介護を経験した方々からは切実なお話をうかがう機会となり署名の意味も深まったように思います。今回の署名活動の取り組みを生かし、今後も政策アクションを進めていきます。

## ■メンバー

介護保険PJ座長	渡辺あつ子	(神奈川ネットワーク運動・宮前/市議)
介護保険PJ事務局	浜田順子	(神奈川ネットワーク運動・伊勢原)
緊急アクションチーム長	山本智子	(厚木市民自治をめざす会/市議)
緊急アクションチーム事務局	加藤陽子	(神奈川ネットワーク運動・座間市民ネット/市議)
	若林智子	(神奈川ネットワーク運動・青葉)
	有賀恵子	(神奈川ネットワーク運動・とつか)
	鈴木智恵子	(神奈川ネットワーク運動・とつか)
	佐藤秀子	(神奈川ネットワーク運動・平塚)
	国兼久子	(神奈川ネットワーク運動・大和市民会議/市議)
	前田多賀子	(厚木市民自治をめざす会)
	西田ひろみ	(神奈川ネットワーク運動・海老名/市議)
	三宅良子	(神奈川ネットワーク運動・海老名)
	畑井陽子	(神奈川ネットワーク運動・あやせ/市議)
	岩本香苗	(神奈川ネットワーク運動・さがみはら)
	杉村真知子	(神奈川ネットワーク運動・座間市民ネット)
	牧嶋とよ子	(神奈川ネットワーク運動・座間市民ネット)
	土山由美子	(神奈川ネットワーク運動・伊勢原/市議)
	森川千鶴	(神奈川ネットワーク運動・鎌倉/調査・政策室スタッフ)
	森谷牧子	(神奈川ネットワーク運動・鎌倉/調査・政策室スタッフ)
	内川由喜子	(厚木市民自治をめざす会/調査・政策室スタッフ)



---

発行者：神奈川ネットワーク運動  
介護保険プロジェクト 緊急アクションチーム  
〒231-0006 横浜市中区南仲通り4-40 南山ビル2階  
TEL：045-651-2011 FAX：045-651-2081  
発行日：2016年9月

---